

【参考資料】

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
【朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例】

総務部課税課

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和5年3月31日付けで行った朝霞市都市計画税条例の一部改正に係る専決処分について承認を求めるものです。

公布【専決】日：令和5年3月31日
施行日：令和5年4月1日

【改正内容】

附則第2項 わがまち特例

【法附則第15条第14項の条例で定める割合】

都市再生特別措置法に係る公共施設等の用に供する家屋の割合
法律改正にあわせて改正

附則第3項 わがまち特例

【法附則第15条第32項の条例で定める割合】

児童福祉法に係る特定事業所内保育施設の割合
法律改正にあわせて改正

附則第4項 わがまち特例

【法附則第15条第33項の条例で定める割合】

都市緑地法に係る市民緑地の用に供する土地の割合
法律改正にあわせて改正

附則第5項 わがまち特例

【法附則第15条第38項の条例で定める割合】

水防法に係る浸水被害軽減地区内にある土地の割合
法律改正にあわせて改正

附則第6項 わがまち特例

【法附則第15条第43項の条例で定める割合】

特定都市河川浸水被害対策法に係る貯留機能保全区域内にある土地の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第19項

【読替規定】

法律改正にあわせて改正

担 当

総務部課税課

固定資産税係 048-463-2875